

平成 30 年度 神奈川県児童・生徒の問題行動等調査
調査結果の概要 1 (公立学校分)

■ 主な調査結果の前年度比較

項目 (調査対象)	30 年度	29 年度	増減
暴力行為の発生件数 (公立小・中・高等学校)	10,007 件	9,413 件	594 件 増加
いじめの認知件数 (公立小・中・高・特別支援学校)	25,106 件	19,997 件	5,109 件 増加
いじめの解消率			
平成 31 年 3 月 31 日現在の状況	76.3%	78.5%	2.2 ポイント減
令和元年 7 月 19 日現在の状況	92.3%	—	—
【県独自新規】			
小・中学校長期欠席者数 (公立小・中学校)	17,427 人	15,947 人	1,480 人 増加
うち、小・中学校不登校 児童・生徒数	12,594 人	11,710 人	884 人 増加
高等学校長期欠席者数 (公立高等学校)	6,920 人	7,371 人	451 人 減少
うち、高等学校不登校 生徒数	2,705 人	2,437 人	268 人 増加
中途退学者数 (公立高等学校)	2,929 人	2,920 人	9 人 増加

* 小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を、高等学校には中等教育学校後期課程を含む

■ 目次

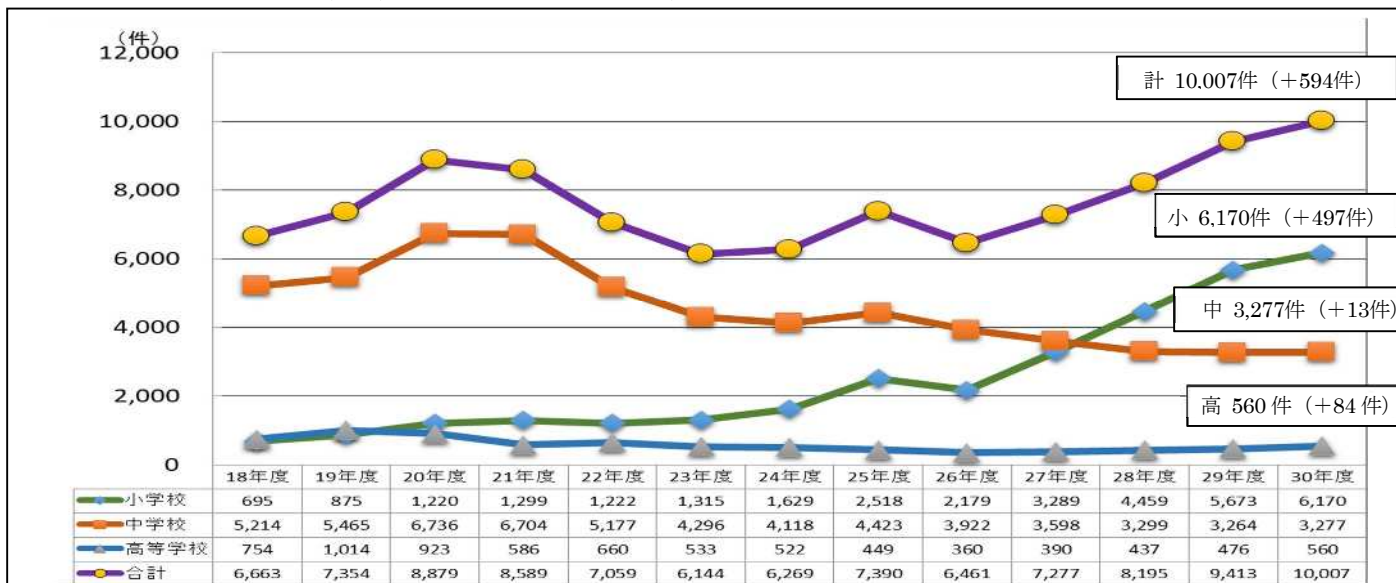
I 暴力行為について (公立小・中・高等学校)	・・・ 1
II いじめについて (公立小・中・高・特別支援学校)	・・・ 3
III 長期欠席・不登校について (公立小・中学校)	・・・ 5
IV 長期欠席・不登校について (公立高等学校)	・・・ 7
V 中途退学者について (公立高等学校)	・・・ 7
[参考] 文部科学省による定義・調査基準	・・・ 8
VI 暴力行為、いじめ、不登校 地域別の状況 (公立小・中学校)	・・・ 10
VII 項目別調査結果の概要と捉えについて	
1 暴力行為の状況 (公立小・中・高等学校)	・・・ 12
2 いじめの状況 (公立小・中・高・特別支援学校・県・市町村教委)	・・・ 13
3 長期欠席・不登校児童・生徒の状況 (公立小・中学校)	・・・ 15
4 長期欠席・不登校生徒の状況 (公立高等学校)	・・・ 17
5 中途退学者等の状況 (公立高等学校)	・・・ 18
6 自殺の状況 (公立小・中・高等学校)	・・・ 19
7 出席停止の状況 (公立小・中学校)	・・・ 19
8 教育相談の状況 (県・市町村教育委員会)	・・・ 19
VIII 神奈川県教育委員会の主な取組について	・・・ 20

I 暴力行為について（公立小・中・高等学校）

*暴力行為の定義等は
8ページに記載しております。

暴力行為の発生件数は、小学校での増加が続いています

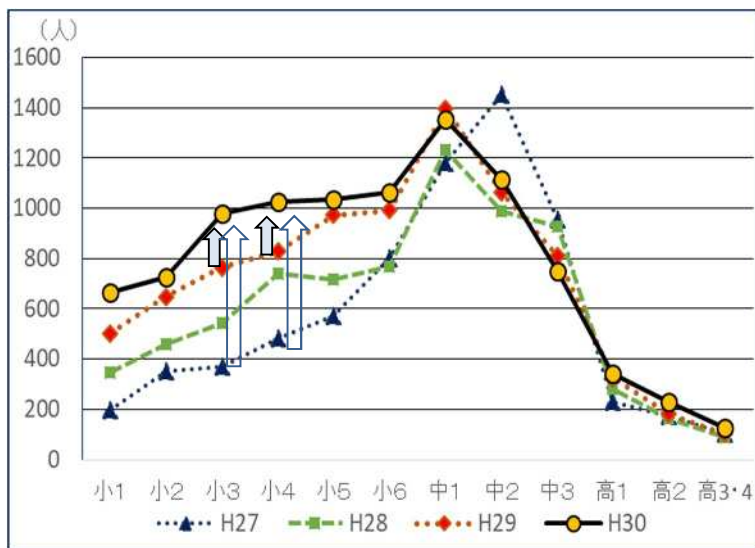
暴力行為の発生件数の推移（公立小・中・高等学校）



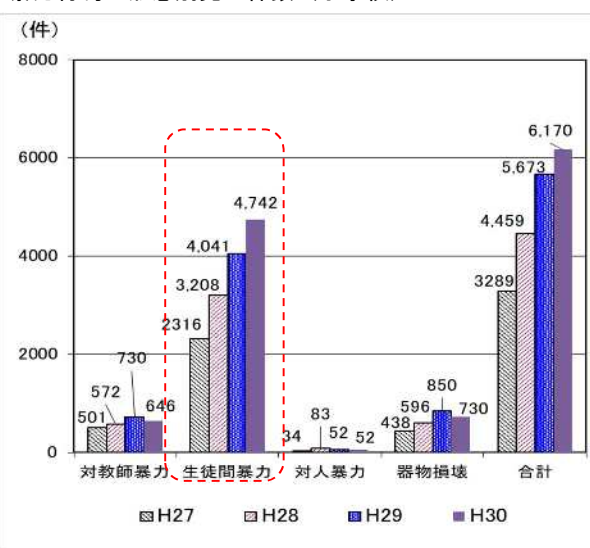
平成30年度、公立小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は、前年度より594件増加し10,007件でした。平成27年度以降、中学校ではほぼ横ばい、高等学校で若干増加の傾向にある中で、小学校において著しい増加が続いています。

加害児童・生徒数は、特に小学校3年生、4年生で増加しています

平成27～30年度の学年別加害児童・生徒数の推移



暴力行為の形態別発生件数（小学校）



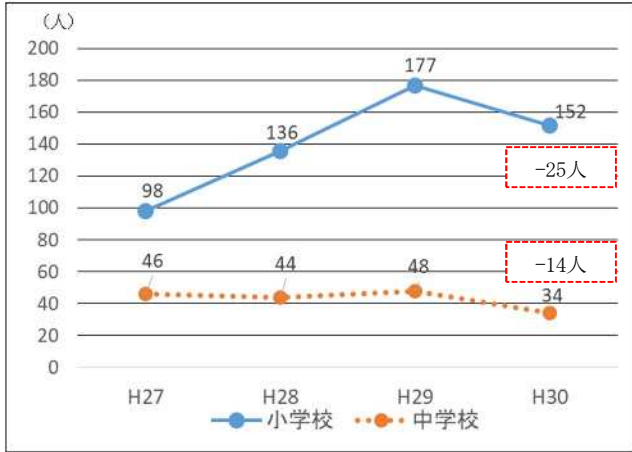
左のグラフを見ると、特に小学校3年生、4年生において、平成30年度に加害児童数が大きく増加しました。また、平成27年度から4年間での増加も顕著です。

次に、右のグラフを見ると、小学校の暴力行為の中でも、増加しているのは生徒間暴力だとわかります。

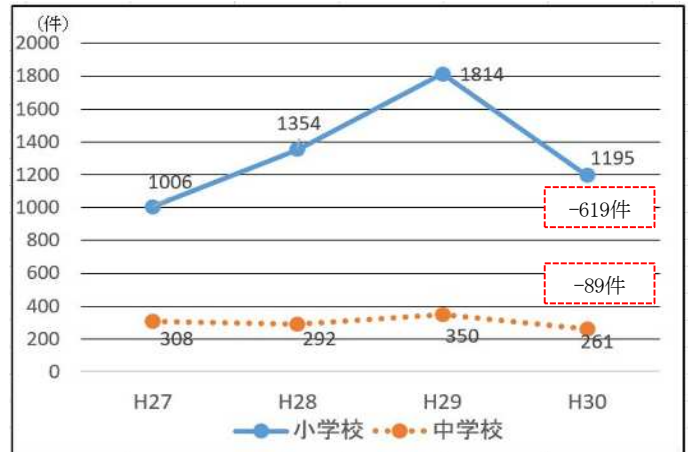
小学校3、4年生は、少しずつ自分のことを客観的に捉えられるようになりますが、発達の個人差がまだ見られるため、他者と比較する中で、自己に対する肯定的な意識がもてず、劣等感をもちやすくなるといった時期です。また、この時期には、集団活動に参加する中で、集団のルールの意義を理解し、自分たちで主体的にルールを作り、守るようになるといわれています。他者と人間関係を築いていくことを学ぶこの時期に、自分の存在を大切に思う自己肯定感の醸成を心がけるとともに、自分の思いを伝え、相手の思いを受け止めることができるコミュニケーションスキルや、自分の感情をコントロールするスキル等について、重点的に指導することが重要です。

暴力行為を5回以上繰り返す児童・生徒が減少しました<県独自項目>

暴力行為を5回以上繰り返す児童・生徒数

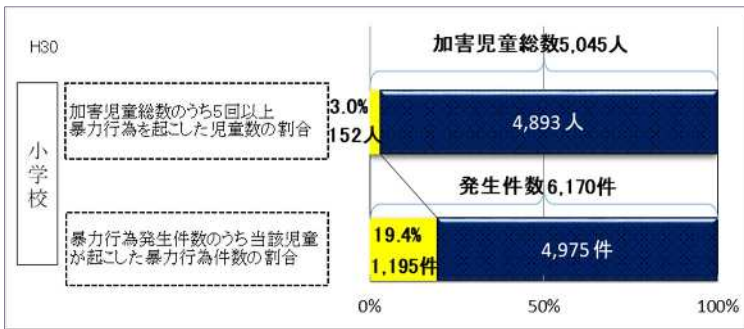


暴力行為を5回以上繰り返す児童・生徒数が起こした暴力件数



本県独自の調査項目である暴力行為を5回以上繰り返す児童・生徒数(件数)は、小学校で前年度から25人(619件)減少した152人(1,195件)、中学校で前年度から14人(89件)減少した34人(261件)となりました。小学校では、4年ぶりに減少しました。

暴力行為を5回以上繰り返す児童・生徒数(発生件数)の割合



小学校においては、5回以上繰り返す児童による発生件数が約600件減少したものの、左のグラフを見ると、依然として、全発生件数の約2割を占めていることがわかります。

繰り返される暴力行為に対しては、全教職員が「暴力行為は絶対に許されない行為」との認識を共有し、問題を起こした児童・生徒との対話を心がけ、毅然とした指導を行うとともに、一人ひとりの教育的ニーズをきめ細かく把握した上で、関係機関と連携して必要な指導・支援

に、粘り強く取り組んでいくことが重要です。

一方、グラフの他の部分を見ると、4,893人の児童により、4,975件の暴力行為が発生しています。このような、単発的な暴力行為は、「どの子にも」突発的に起こる可能性があることから、未然防止のためには、日ごろから、全ての児童・生徒を対象に、自分の感情をコントロールするスキル等を身に付ける指導を行うことが重要です。例えば、怒りの感情をコントロールするためには、どこから怒りが来ているのか、なぜ、そこまで怒ってしまうのか、教職員や保護者等が児童・生徒と一緒に考え、子どもが「自分なりの怒りのコントロールの方法」を身に付けるような指導が大切です。

自己肯定感を高めるために

自己肯定感とは・・・

自分が価値ある人間であり、**自分の存在を大切に思う気持ち**
(自己充実感・自己存在感・他者からの受容感) のことです。
ありのままの自分や、自分の存在そのものを認められることによって、育かれます。

神奈川県教育委員会
「自己肯定感を高めるための支援プログラム」より

「自分なりの怒りのコントロールの方法」(アンガーマネジメント)

怒り(イライラ)をコントロールするために<日頃から>

- ・自分の中の怒りがどこから来るのか考えてみましょう。
- ・なぜ自分がそこまで怒ってしまうのか、自分への理解を深めましょう。
- ・自分と相手の立場の違いを認め、
相手の考え方を理解する努力をしましょう。
- ・日々の体調管理をするようにしましょう。

怒り(イライラ)をコントロールする方法

<カッとなったときに>

- ・「大丈夫」「成長するチャンス」等の魔法の言葉を用意しましょう。
- ・6秒ルール・・・頭の中で6秒カウントしてみましょう。
- ・相手との距離をとりましょう。状況によって、その場を離れましょう。
- ・深呼吸をしたり、怒りを振り落としように大きく身体を

動かしたりしましょう。

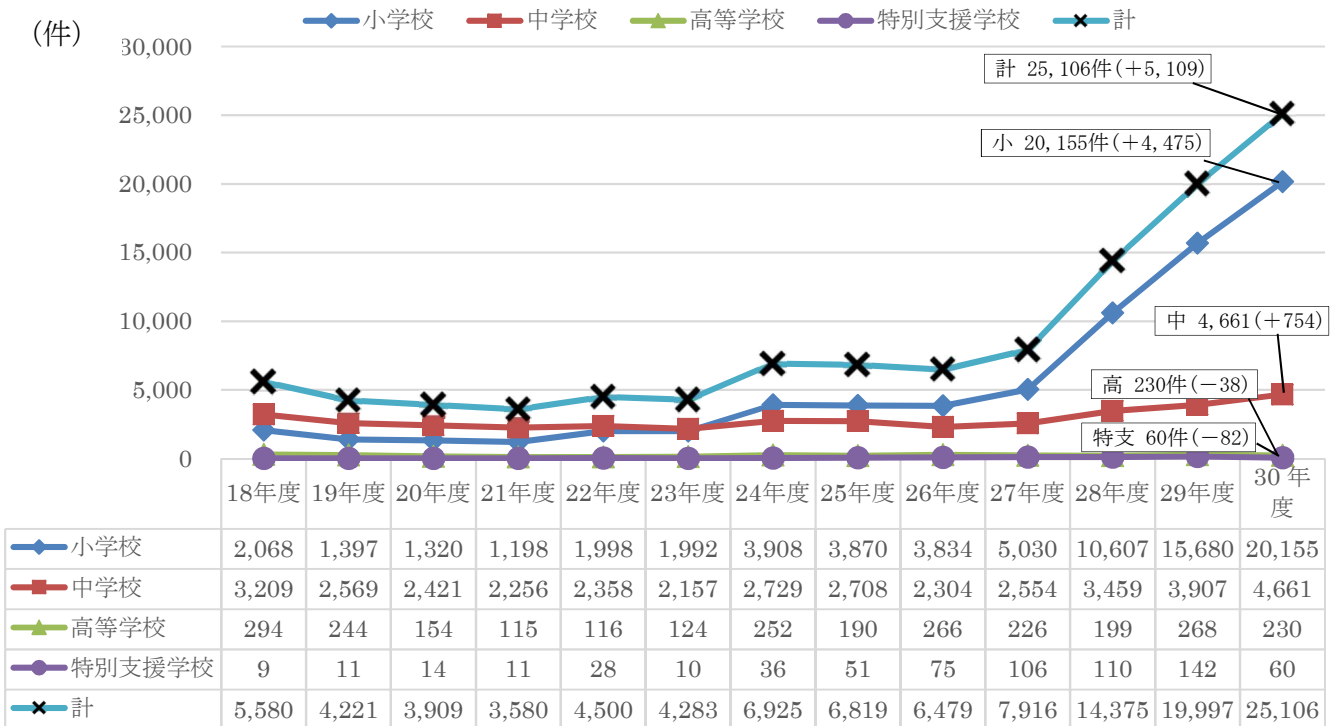
神奈川県教育委員会 「児童生徒指導ハンドブック」より

Ⅱ いじめについて（公立小・中・高・特別支援学校）

*いじめの定義等は
8ページに記載しています。

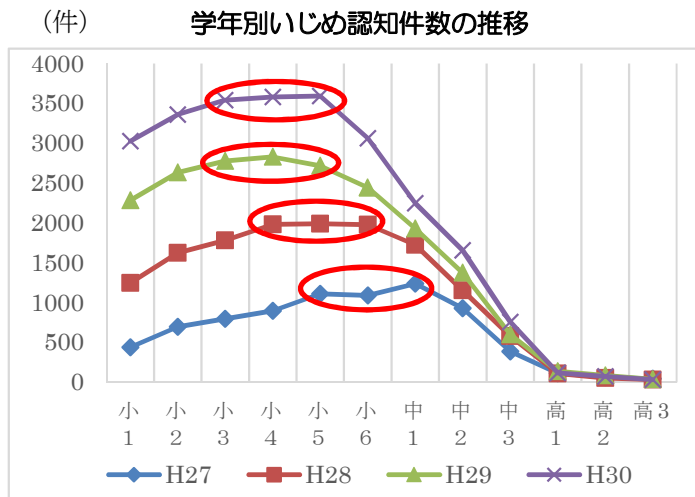
小・中学校で、多くのいじめが認知されています

いじめの認知件数の推移（神奈川県公立小・中・高・特別支援学校）【件】

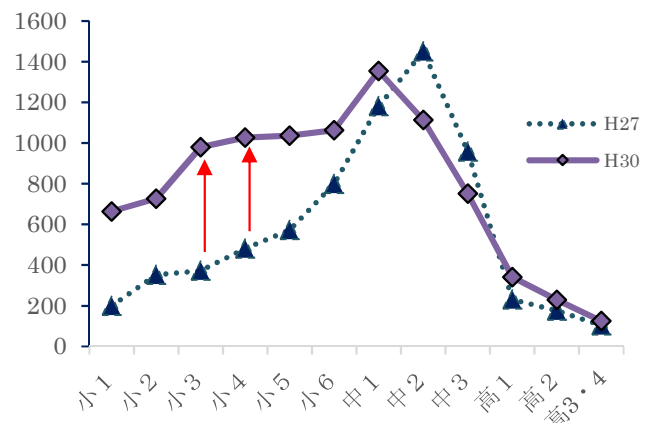


平成30年度、公立小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、前年度より5,109件増加し、25,106件でした。平成27年度以降、小・中学校において著しい増加が続いています。

小学校3～5年生での、いじめ認知件数が最も多くなっています



【参考】暴力行為の学年別加害児童生徒数の推移



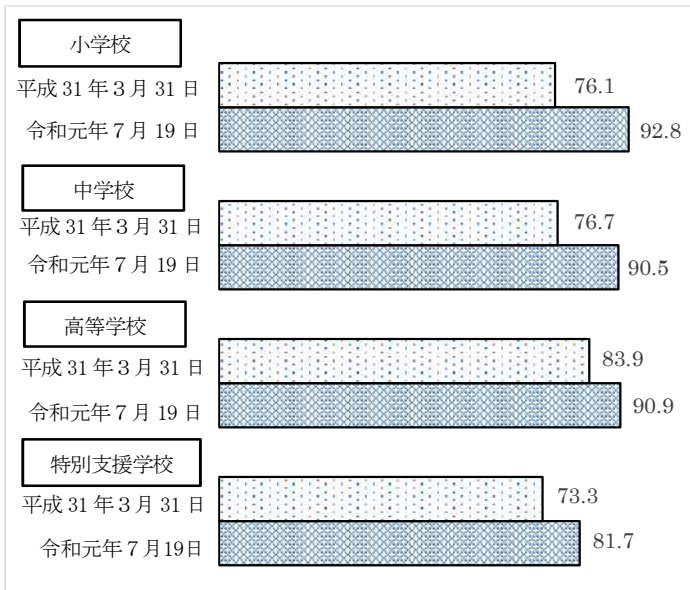
左の「学年別いじめ認知件数の推移」を見ると、平成27年度の認知件数のピークは中学校1年生でしたが、その後、認知件数のピークが小学校5年生、4年生へと下がっています。また、参考として、右のグラフのとおり、暴力行為の発生でも小学校3年生、4年生の件数が著しく増加しています。

小学校3、4年生は、少しずつ自分のことを客観的に捉えられるようになりますが、発達の個人差がまだ見られるため、他者と比較する中で、自己に対する肯定的な意識がもてず、劣等感をもちやすくなるといった時期です。また、この時期には、集団活動に参加する中で、集団のルールの意義を理解し、自分たちで主体的にルールを作り、守るようになるといわれています。他者と人間関係を築いていくことを学ぶこの時期に、自分の存在を大切に思う自己肯定感の醸成を心がけるとともに、自分の思いを伝え、相手の思いを受け止めることができるコミュニケーションスキルや、自分の感情をコントロールするスキル等について、重点的に指導することが重要です。

解消に向けた継続的な指導・支援が行われています

<県独自項目・新規>

いじめが解消している割合（％）



今回、本県独自の調査項目として、従来の年度末時点でのいじめの「解消率」に加え、新たに、次年度の7月19日時点での「解消率」を設けました。それぞれの時点での「解消率」は左のグラフのとおりです。（解消の定義は13ページ参照）

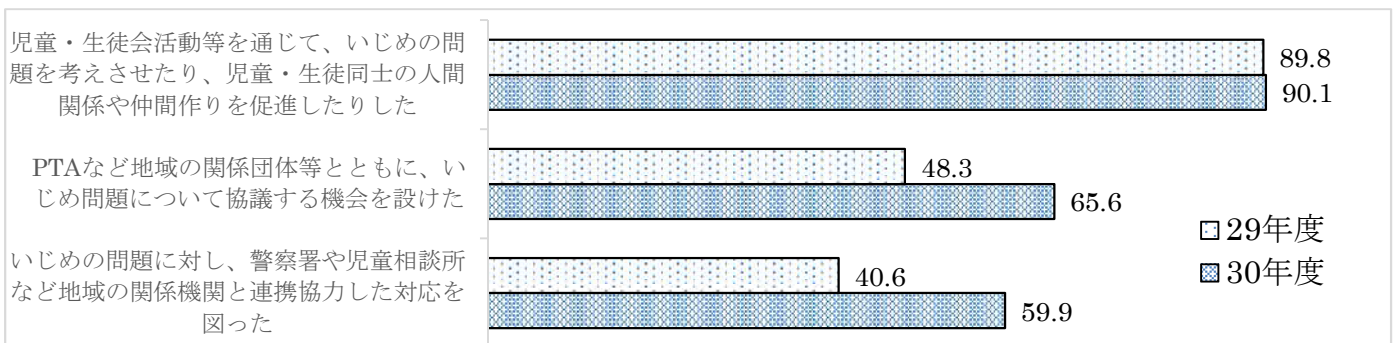
各学校において、年度を越えて、情報を引き継ぎながら、解消に向けた指導・支援、見守りを続けた結果と捉えられます。

解消していないいじめへの取組とともに、いじめが解消したとみなした後も、引き続き関係の児童・生徒の様子を見守っていくことが重要です。

そして学校では、「いじめは、どの学校でも、どのクラスにも、どの子にも起こりうる」という基本的な考えに立ち、積極的な認知による早期対応と、教職員の組織的な指導・支援による早期解消を目指します。

いじめ問題に対し、教職員、児童・生徒、保護者、地域の方による 一体となった取組みが進んでいます

学校におけるいじめの問題に対する日常の取組み（％）（公立小・中・高・特別支援学校）



いじめが起きにくい学校づくりのためには、教職員が年間計画において、いじめ防止の取組みを位置付けていくことに加え、児童・生徒による自主的・主体的な行動も大切です。上のグラフを見ると、学校では、児童・生徒が主体的にいじめと向き合う取組みが進められており、また、PTAや地域の関係団体・機関等と、学校いじめ防止基本方針やいじめの定義等の情報を共有し、いじめが起きにくい環境づくりを進めていることも伺えます。

今後も、PTAや地域の関係団体等と連携を取りながら、児童・生徒が安心して学べる学校づくりを進めていくことが重要です。

いじめを起こさない！（未然防止） 居場所や活躍の場がある学校、家庭、地域に！

神奈川県教育委員会作成いじめ防止啓発リーフレット
「すべてのいじめを見逃さない、見過ごさない」より

家庭では…

子どもと対話がとても大切

- ◎顔を見ながらの対話 気持ちを言葉で表現
- ◎いじめ問題についても話題に

子どもを認めていますか

- ◎子どもなりの意欲やがんばりを大切に、まず認めることから

学校では…

いじめが起きにくい学校に

- ◎皆に居場所を
- ◎子ども同士の絆を強く
- ◎いのちを大切にする心や他者を思いやる気持ちを育む
- ◎多様な考え方や感じ方を認め合える雰囲気
- ◎子どもたちが主体的に考え取り組む機会

地域では…

子どもへの声かけは大きな力

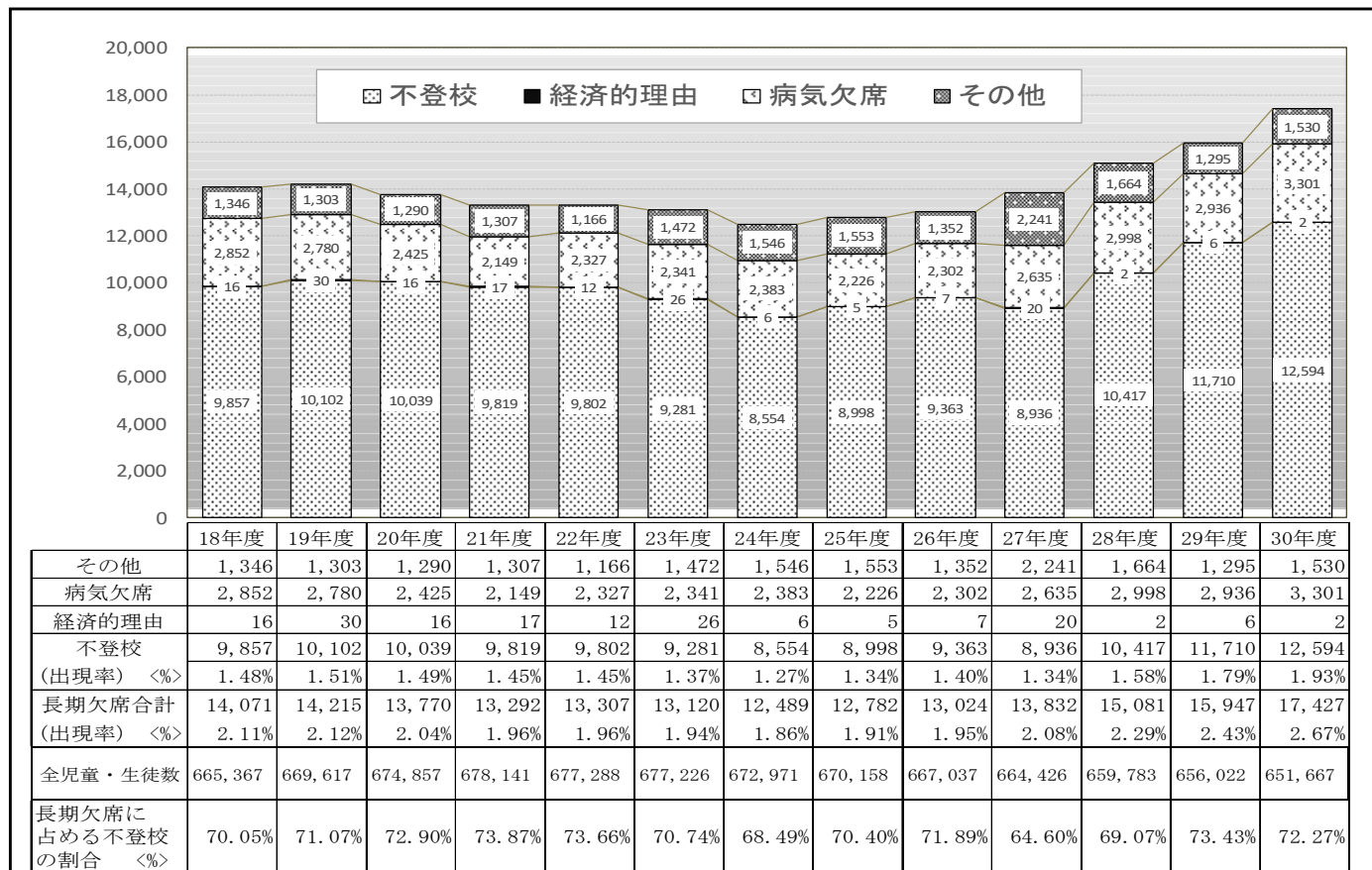
- ◎地域の方の一声は、子どもにとって自分の居場所を感じることもできる、大きな力

Ⅲ 長期欠席・不登校について（公立小・中学校）

*長期欠席、不登校の定義等は
9ページに記載しています。

長期欠席者数（年間30日以上）の増加及び その中の不登校児童・生徒数の増加が続いています

理由別長期欠席者(年度間に通算30日以上欠席した児童・生徒)数の推移(人)



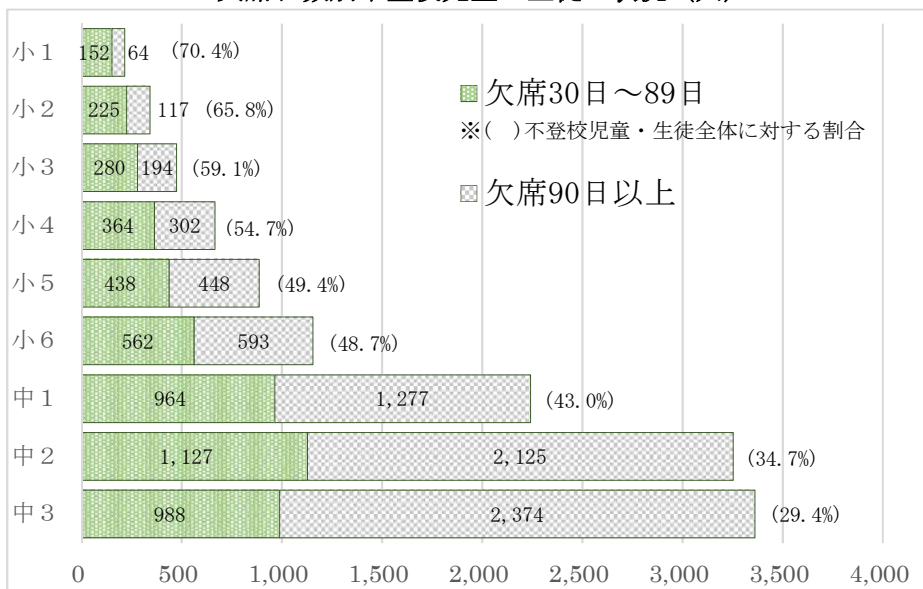
平成30年度、公立小・中学校における長期欠席者数（年間30日以上欠席）は、前年度より1,480人増加し、17,427人でした。そのうち、不登校児童・生徒数は、884人増加し、12,594人でした。長期欠席者数は平成25年度から、不登校児童・生徒数は平成28年度から毎年度増加しています。

個に応じた支援が重要です

欠席日数別不登校児童・生徒の状況(人)

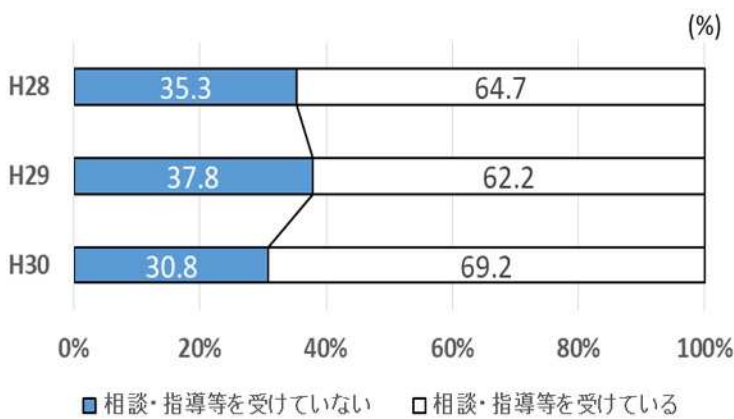
平成30年度の不登校児童・生徒数の欠席日数内訳を学年別に見ると、小学校4年生までは、欠席89日(年間の約半数)以下の児童が、不登校児童全体の5割以上となっています。

休みがちな児童・生徒が登校してきた際には、多くの教職員で声を掛け、相談室や保健室、学校図書館等も活用し、安心して学校生活を送ることができるよう、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援を行うことが重要です。



「チーム支援」が重要です

学校内外で相談・指導等を受けている割合の経年変化



不登校児童・生徒の約3割が、学校内外での専門的な相談・指導等まで至っていない状況です。

学校では、子どもが適切な相談・指導を受けられるよう教育相談コーディネーターを中心とした組織的・計画的な取組が必要です。

さらに、心の専門家であるスクールカウンセラーや、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー、各市町村で不登校対策の中核的な役割を担う教育支援センター等と連携し、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた指導・支援を進めることが重要です。

医療や福祉の専門機関、民間団体等との連携が進んでいます

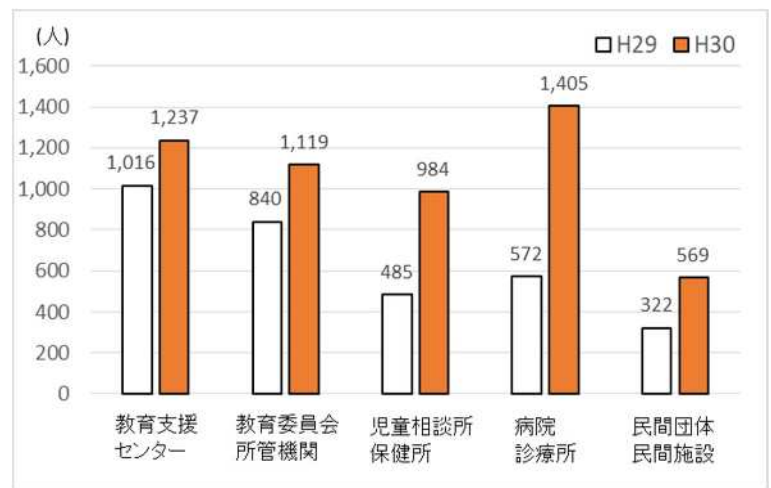
平成30年度、右のグラフのとおり、学校外の専門機関や、民間団体等で相談・指導等を受けている児童・生徒数が増加しています。

中でも、教育支援センター等の教育分野の相談機関に加えて、病院、診療所等の医療機関や、児童相談所、保健所等の福祉機関で相談・指導を受けた人数が大きく増加しました。

発達に関する相談や起立性調節障害等に関する受診、家庭環境の課題への対応など、不登校の要因が多様化する中、今後も、教育と医療・福祉等がより連携を深め、協働で支援を行うことが重要です。

また、平成28年に公布された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」では、不登校の児童・生徒に対する、「学校以外での多様で適切な学習活動の重要性」が示されました。学校が、今後もフリースクール等との連携をより一層深め、一人ひとりの社会的自立や学校生活の再開に向けて協働で支援を行うことが重要です。

相談・指導等を受けた学校内外の相談機関



不登校の見方・考え方を社会全体で共有していくことが大切です

不登校は、

- 取り巻く環境によっては、どの児童・生徒にも起こり得ること
- 多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということ
- その行為を「問題行動」として判断してはならないこと
- 「不登校児童・生徒が悪い」という根強い偏見を払拭すること

小・中学校学習指導要領解説 総則編より

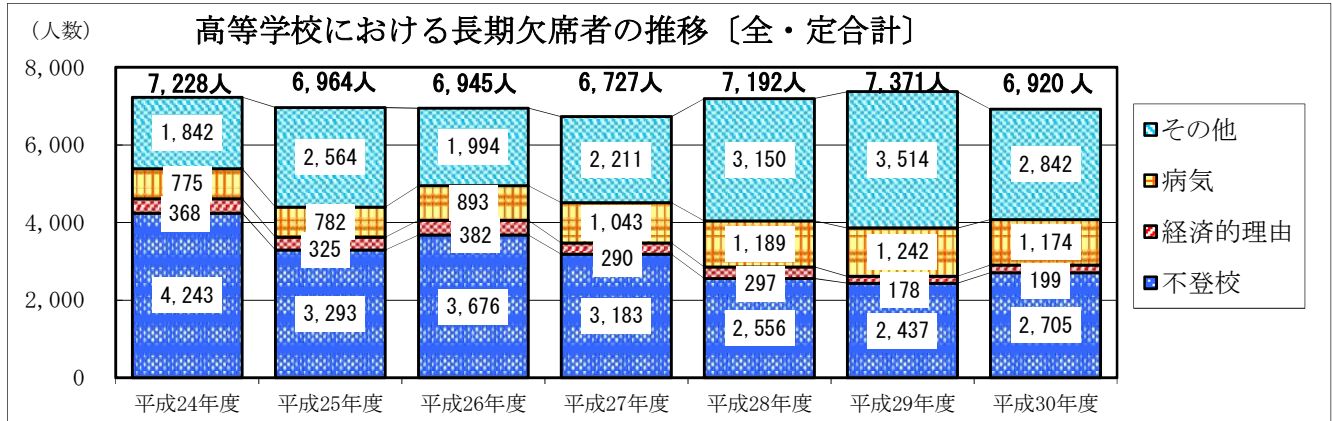
神奈川県教育委員会

「不登校対策の基本と支援のポイント 誰もが和らぐ学校を目指して～不登校に悩む子どもや保護者への温かな支援～」より

IV 長期欠席・不登校について（公立高等学校）

長期欠席者数全体は減少しましたが、不登校生徒数は増加しました

理由別長期欠席者数の推移〔神奈川県公立高等学校全日制・定時制合計【人】〕



欠席理由に関わらず、長期欠席者へのきめ細やかな支援に取り組んでいます。

公立高等学校における長期欠席者数については、6,920人となり、前年度より451人減少しました。うち不登校生徒数は、2,705人（長期欠席者の39.1%）で、前年度より268人増加しました。

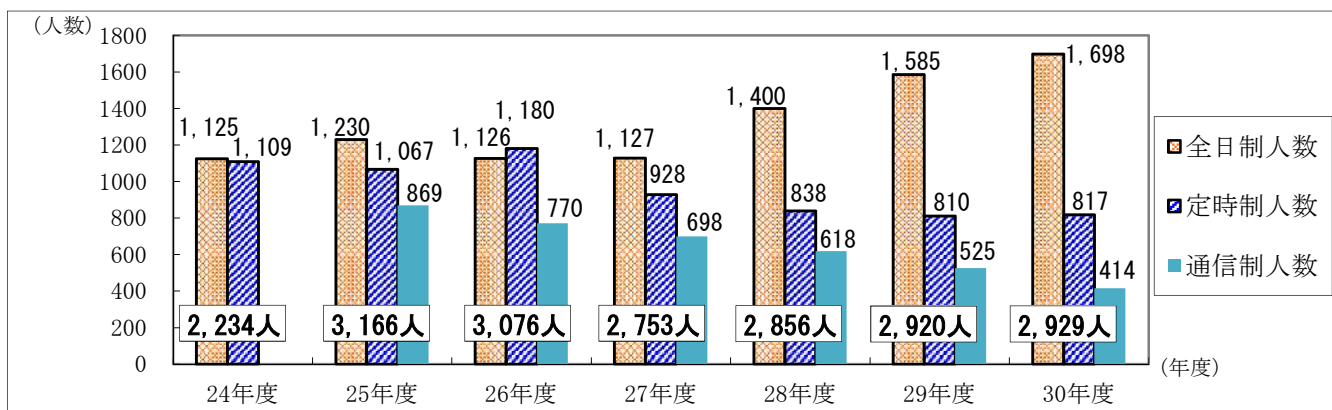
長期欠席者数が減少した背景としては、欠席理由に関わらず、早期発見・早期対応に努め、長期欠席者へのきめ細やかな支援に取り組んだ結果と捉えています。また、不登校生徒数が増加した背景としては、学校が「不登校ではないか」と積極的に捉えているとともに、周囲の意識が「無理に登校させなくてよい」というように変わってきたことが考えられます。

長期欠席者数の減少に向け、各学校において、生徒一人ひとりの状況を把握し、学習意欲や通学意欲を高める指導・支援が必要と考えています。

V 中途退学者について（公立高等学校）

全日制と定時制において、中途退学者数が増加しました

公立高等学校における中途退学者数の推移〔全日制・定時制・通信制別〕【人】



退学率 (%)	年度							
	全日制	0.91	0.99	0.88	0.87	1.07	1.21	1.31
	定時制	11.86	11.46	12.72	10.72	10.34	10.61	11.69
通信制	—	15.02	14.61	14.35	14.39	13.68	11.17	

中途退学者を減少させるため、学習意欲や通学意欲を高める支援に努めています。

公立高等学校全体における中途退学者数は、2,929人でした（全日制は113人増加、定時制は7人増加、通信制は111人減少）。中途退学率については、全日制は上昇、定時制は上昇、通信制は下降でした。

中途退学者数のうち、特に1年生の人数が多いことから、各学校において入学後早い段階で生徒一人ひとりの状況を把握し、チームによる指導・支援につなげていくことが必要と考えています。

○「暴力行為」

「暴力行為」とは、「**自校の児童・生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為**」をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態に分類し調査しています。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外としています。

- ① 「**対教師暴力**」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）の例
 - ・ 指導されたことに激高して教師の足を蹴った
 - ・ 教師の胸倉をつかんだ
 - ・ 教師の腕をカッターナイフで切りつけた
 - ・ 養護教諭目掛けて椅子を投げ付けた
 - ・ 定期的に来校する教育相談員を殴った
 - ・ その他、教職員に暴行を加えた
- ② 「**生徒間暴力**」（何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る）の例
 - ・ 同じ学校の生徒同士が喧嘩となり、双方が相手を殴った
 - ・ 高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた
 - ・ 部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具でたたいた
 - ・ 遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた
 - ・ 双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした
 - ・ その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた
- ③ 「**対人暴力**」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）の例
 - ・ 学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした
 - ・ 偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした
 - ・ 登下校中に、通行人にけがを負わせた
 - ・ その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象を除く）に対して暴行を加えた
- ④ 「**器物損壊**」（学校の施設・設備等の損壊）の例
 - ・ 教室の窓ガラスを故意に割った
 - ・ トイレのドアを故意に壊した
 - ・ 補修を要する落書きをした
 - ・ 学校で飼育している動物を故意に傷つけた
 - ・ 学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した
 - ・ 他人の私物を故意に壊した
 - ・ その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

なお、調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が、例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て対象としています。

○「いじめ」

「いじめ」とは、「**児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの**」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（以下「法」という。）第2条第1項）をいいます。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

（注1）個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行います。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにします。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

（注2）「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒が有する何らかの人的関係を指します。

- (注3) 「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかたり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれます。
- (注4) 「行為」には、「仲間はずれ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれます。
- (注5) けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

※いじめ防止対策推進法上の「いじめの重大事態」の定義は、P14に記載

○「長期欠席者」及び「不登校」等欠席理由

本調査において

「長期欠席者」とは、1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒をいいます。「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」に分類します。欠席理由が2つ以上あるときは、主な理由を1つ選びます。

「病気」は、「本人の心身の故障等（けがを含む）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席すること」です。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童・生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む）

「経済的理由」は、「家計が苦しくて教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席すること」です。

「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く）」をいいます。

○「不登校」の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を理由によって登校しない（できない）。

「その他」は、上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席することです。

○「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している。
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席している。
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している。

VI 暴力行為、いじめ、長期欠席 地域別の状況（公立小・中学校）

1 暴力行為の発生件数〔地域別〕（中等教育学校（前期課程）を除く） ▲減少

	平成30年度				平成29年度				平成30、29年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	4,034	1,398	5,432	21.0	3,461	1,468	4,929	18.9	573	▲ 70	503	2.1
川崎市	123	194	317	3.1	140	196	336	3.3	▲ 17	▲ 2	▲ 19	▲ 0.2
相模原市	495	207	702	13.4	360	340	700	13.3	135	▲ 133	2	0.1
横須賀市	181	215	396	14.2	225	183	408	14.3	▲ 44	32	▲ 12	▲ 0.1
湘南三浦	325	289	614	7.9	348	229	577	7.4	▲ 23	60	37	0.5
県央	701	489	1,190	18.3	754	474	1,228	18.7	▲ 53	15	▲ 38	▲ 0.4
中	211	295	506	11.8	276	261	537	12.3	▲ 65	34	▲ 31	▲ 0.5
県西	100	190	290	12.0	109	106	215	8.7	▲ 9	84	75	3.3
神奈川県	6,170	3,277	9,447	14.5	5,673	3,257	8,930	13.6	497	20	517	0.9

2 いじめの認知件数〔地域別〕（中等教育学校（前期課程）を除く）

	平成30年度				平成29年度				平成30、29年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	4,123	1,423	5,546	21.5	3,566	1,083	4,649	17.9	557	340	897	3.6
川崎市	2,973	263	3,236	31.5	1,923	253	2,176	21.3	1,050	10	1,060	10.2
相模原市	1,400	384	1,784	34.1	1,156	503	1,659	31.5	244	▲ 119	125	2.6
横須賀市	860	181	1,041	37.3	800	154	954	33.4	60	27	87	3.9
湘南三浦	1,430	550	1,980	25.6	924	435	1,359	17.5	506	115	621	8.1
県央	3,109	611	3,720	57.2	2,560	520	3,080	47.0	549	91	640	10.2
中	5,070	754	5,824	135.4	4,074	644	4,718	108.2	996	110	1,106	27.2
県西	1,190	493	1,683	69.7	677	314	991	40.3	513	179	692	29.4
神奈川県	20,155	4,659	24,814	38.1	15,680	3,906	19,586	29.9	4,475	753	5,228	8.2

3 理由別長期欠席児童・生徒数〔地域別〕（中等教育学校（前期課程）を除く）

※は1,000人あたりの人数

		平成30年度 長期欠席					平成29年度 長期欠席					平成30、29年度比較 長期欠席				
		計	不登校	病気	経済的 理由	その他	計	不登校	病気	経済的 理由	その他	計	不登校	病気	経済的 理由	その他
横浜市	小	2,548	1,659	534	0	355	2,293	1,399	520	0	374	255	260	14	0	▲ 19
	中	3,828	3,319	375	0	134	3,600	3,160	342	0	98	228	159	33	0	36
	合計	6,376	4,978	909	0	489	5,893	4,559	862	0	472	483	419	47	0	17
	※	24.7	19.3				22.6	17.5				2.0	1.8			
川崎市	小	932	529	232	0	171	763	430	214	0	119	169	99	18	0	52
	中	1,593	1,338	203	0	52	1,477	1,242	195	0	40	116	96	8	0	12
	合計	2,525	1,867	435	0	223	2,240	1,672	409	0	159	285	195	26	0	64
	※	24.6	18.2				21.9	16.4				2.6	1.8			
相模原市	小	421	247	96	0	78	428	252	114	0	62	▲ 7	▲ 5	▲ 18	0	16
	中	916	833	71	0	12	949	830	107	0	12	▲ 33	3	▲ 36	0	0
	合計	1,337	1,080	167	0	90	1,377	1,082	221	0	74	▲ 40	▲ 2	▲ 54	0	16
	※	25.6	20.6				26.1	20.5				▲ 0.6	0.1			
横浜賀市	小	302	189	68	0	45	291	160	68	0	63	11	29	0	0	▲ 18
	中	685	585	68	1	31	653	548	82	0	23	32	37	▲ 14	1	8
	合計	987	774	136	1	76	944	708	150	0	86	43	66	▲ 14	1	▲ 10
	※	35.4	27.8				33.1	24.8				2.3	2.9			
湘南三浦	小	862	386	240	0	236	666	390	175	1	100	196	▲ 4	65	▲ 1	136
	中	1,190	914	209	0	67	1,191	964	167	2	58	▲ 1	▲ 50	42	▲ 2	9
	合計	2,052	1,300	449	0	303	1,857	1,354	342	3	158	195	▲ 54	107	▲ 3	145
	※	26.5	16.8				24.0	17.5				2.6	▲ 0.7			
県央	小	837	371	312	1	153	586	267	222	0	97	251	104	90	1	56
	中	1,242	971	231	0	40	1,191	915	214	2	60	51	56	17	▲ 2	▲ 20
	合計	2,079	1,342	543	1	193	1,777	1,182	436	2	157	302	160	107	▲ 1	36
	※	32.0	20.6				27.1	18.0				4.9	2.6			
中	小	524	211	256	0	57	451	207	177	1	66	73	4	79	▲ 1	▲ 9
	中	747	513	212	0	22	726	504	190	0	32	21	9	22	0	▲ 10
	合計	1,271	724	468	0	79	1,177	711	367	1	98	94	13	101	▲ 1	▲ 19
	※	29.6	16.8				27.0	16.3				2.6	0.5			
県西	小	307	147	107	0	53	260	117	84	0	59	47	30	23	0	▲ 6
	中	457	355	80	0	22	387	300	59	0	28	70	55	21	0	▲ 6
	合計	764	502	187	0	75	647	417	143	0	87	117	85	44	0	▲ 12
	※	31.6	20.8				26.3	16.9				5.4	3.8			
神奈川県	小	6,733	3,739	1,845	1	1,148	5,738	3,222	1,574	2	940	995	517	271	▲ 1	208
	中	10,658	8,828	1,449	1	380	10,174	8,463	1,356	4	351	484	365	93	▲ 3	29
	合計	17,391	12,567	3,294	2	1,528	15,912	11,685	2,930	6	1,291	1,479	882	364	▲ 4	237
	※	26.7	19.3				24.3	17.8				2.4	1.5			

湘南三浦地域	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、寒川町
県央地域	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
中地域	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県西地域	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

Ⅶ 項目別調査結果の概要と捉えについて

1 暴力行為の状況（公立小・中・高等学校）

(1) 調査結果の概要（詳細データは資料2のP. 1～6）

ア 暴力行為の発生件数は**10,007件**と前年度より増加（前年度より594件増加）

イ 校種別内訳

小学校	6,170件	増加	前年度より497件増加
中学校	3,277件	増加	前年度より13件増加
高等学校	560件	増加	前年度より84件増加

ウ 形態別内訳

対教師暴力	962件	減少	前年度より98件減少
生徒間暴力	7,424件	増加	前年度より1,000件増加
対人暴力	89件	減少	前年度より21件減少
器物損壊	1,532件	減少	前年度より287件減少

エ 加害児童・生徒数（実人数）

小学校	5,045人	増加	前年度より786人増加
中学校	2,897人	減少	前年度より16人減少
高等学校	631人	増加	前年度より55人増加

オ 学年別加害児童・生徒数（延べ人数）

学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
人 数	664	726	980	1,027	1,037	1,063	1,354	1,114	752
(前年度比)	(+161)	(+78)	(+261)	(+200)	(+64)	(+72)	(-44)	(+49)	(-60)
学 年	高1	高2	高3・4						
人 数	341	229	126						
(前年度比)	(+16)	(+47)	(+24)						

カ 暴力行為を5回以上繰り返し起こした児童・生徒の状況

○ 該当児童・生徒数（加害児童・生徒総数（実人数）に占める割合）

小学校	152人（3.0%）	減少	前年度より25人減少
中学校	34人（1.2%）	減少	前年度より14人減少

○ 該当児童・生徒が起こした暴力行為発生件数（発生件数全体に占める割合）

小学校	1,195件（19.4%）	減少	前年度より619件減少
中学校	261件（8.0%）	減少	前年度より89件減少

(2) 調査結果の捉え

○ 小学校における暴力行為の発生件数が、前年度に比べて増加している。児童全体に「自分の思いを伝え相手の思いを受け止めることができる」や「暴力に至る前にトラブルを回避・解決できる」等のコミュニケーションスキルや、自分の感情をコントロールするスキル等が身に付いていない傾向が強まっていることが、増加した一因と考えられる。

○ 「学年別加害児童・生徒数」を見ると、小学校3年生、4年生で大きく増加した。また、「形態別内訳」を見ると、生徒間暴力が増加している。

小学校3、4年生は、少しずつ自分のことを客観的に捉えられるようになるが、発達の個人差がまだ見られるため、他者と比較する中で、自己に対する肯定的な意識をもてず、劣等感をもちやすくなるといった時期といわれている。また、この時期には、集団活動に参加する中で、集団のルールの意味を理解し、自分たちで主体的にルールを作り、守るようになるともいわれている。

他者と人間関係を築いていくことを学ぶこの時期に、自分の存在を大切に思う自己肯定感の

醸成を心がけるとともに、自分の思いを伝え、相手の思いを受け止めることができるコミュニケーションスキルや、自分の感情をコントロールするスキル等について、重点的に指導することが重要である。

- 小・中学校で暴力行為を5回以上繰り返す児童・生徒数が減少した。

繰り返される暴力行為に対しては、全教職員が「暴力行為は絶対に許されない行為」との認識を共有し、問題を起こした児童・生徒との対話を心がけ、毅然とした指導を行うとともに、一人ひとりの教育的ニーズをきめ細かく把握した上で、関係機関と連携して必要な指導・支援に、粘り強く取り組んでいくことが重要である。

2 いじめの状況（公立小・中・高・特別支援学校、県・市町村教育委員会）

（1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP. 7～13）

ア いじめの認知件数は**25,106件**（前年度より5,109件増加）

イ 校種別の内訳

小学校	20,155件	増加	前年度より4,475件増加
中学校	4,661件	増加	前年度より754件増加
高等学校	230件	減少	前年度より38件減少
特別支援学校	60件	減少	前年度より82件減少

ウ 警察に相談・通報した学校数

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
警察に相談・通報した学校数 (前年度)	22校 (34校)	36校 (32校)	4校 (5校)	2校 (2校)
いじめを認知した学校数に占める割合 (前年度)	2.6% (4.0%)	8.8% (7.8%)	4.4% (5.7%)	9.5% (8.7%)

エ いじめの現在の状況<解消しているものの割合>

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
平成31年3月31日現在の状況 (前年度)	76.1% (78.1%)	76.7% (79.5%)	83.9% (85.4%)	73.3% (76.8%)
令和元年7月19日現在の状況 【県独自項目：新規】	92.8%	90.5%	90.9%	81.7%

【参考】いじめの解消（いじめ防止のための基本的な方針（平成29年3月14日改定）より抜粋）

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ①いじめに係る行為の解消：被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと：いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

オ 学年別いじめの認知件数（*特別支援学校を除く）

学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
件 数 (前年度比)	3,024 (+741)	3,359 (+728)	3,538 (+760)	3,579 (+751)	3,591 (+873)	3,064 (+622)	2,247 (+316)	1,656 (+279)	758 (+159)
学 年	高1	高2	高3・4						
件 数 (前年度比)	120 (-21)	76 (-11)	34 (-6)						

- カ いじめの態様（上位3項目） 小・中・高・特別支援学校
- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 14,683件 (58.5%)
 - ②軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。 4,542件 (18.1%)
 - ③仲間はずれ、集団による無視をされる。 2,909件 (11.6%)

キ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組（上位3項目） 小・中・高・特別支援学校

- ①職員会議等を通じて、いじめの問題に関して教職員間で共通理解を図った。 1,482校 (98.6%)
- ②スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。 1,418校 (94.3%)
- ③学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。 1,407校 (93.6%)

ク いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童・生徒に対し行った具体的な方法（上位3項目） 小・中・高・特別支援学校

- ①アンケート調査の実施 1,491校 (99.2%)
- ②個別面談の実施 1,382校 (91.9%)
- ③家庭訪問の実施 933校 (62.1%)

ケ いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
重大事態発生校数 (前年度)	10校 (16校)	11校 (5校)	0校 (2校)	0校 (0校)	21校 (23校)
重大事態発生件数 (前年度)	10件 (16件)	11件 (6件)	0件 (2件)	0件 (0件)	21件 (24件)
うち、第28条第1項第1号 (前年度)	5件 (7件)	4件 (5件)	0件 (1件)	0件 (0件)	9件 (13件)
うち、第28条第1項第2号 (前年度)	6件 (13件)	9件 (2件)	0件 (1件)	0件 (0件)	15件 (16件)

【参考】いじめの「重大事態」（いじめ防止対策推進法第28条及び第30条より抜粋）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

コ いじめ防止対策推進法第12条に規定する「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体数

	策定済み		策定に向けて検討中		策定するかどうかを検討中		策定しない		計	
	該当数	構成比 (%)	該当数	構成比 (%)	該当数	構成比 (%)	該当数	構成比 (%)	該当数	構成比 (%)
県	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0
市町村	32	97.0	1	3.0	0	0.0	0	0.0	33	100.0

(2) 調査結果の捉え

- 小・中学校におけるいじめの認知件数が、前年度に比べて増加している。いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けて取り組んだ結果と、肯定的に評価できる。一方、暴力行為と同様に、コミュニケーションスキルや、自分の感情をコントロールするスキル等が身に付いていない傾向が強まっていることも増加した一因と考えられる。
- 「学年別のいじめ認知件数」を見ると、小学校3年生から5年生が認知件数のピークとなっている。また、参考として、暴力行為の発生でも小学校3年生、4年生の件数が著しく増加し

ている。

小学校3、4年生は、少しずつ自分のことを客観的に捉えられるようになるが、発達の個人差がまだ見られるため、他者と比較する中で、自己に対する肯定的な意識がもてず、劣等感をもちやすくなるといった時期といわれている。また、この時期には、集団活動に参加する中で、集団のルール^の意義を理解し、自分たちで主体的にルールを作り、守るようになるともいわれている。他者と人間関係を築いていくことを学ぶこの時期に、自分の存在を大切に思う自己肯定感の醸成を心がけるとともに、自分の思いを伝え、相手の思いを受け止めることができるコミュニケーションスキルや、自分の感情をコントロールするスキル等について、重点的に指導することが重要である。

- 今回、本県独自の調査項目として、従来の年度末時点でのいじめの「解消率」に加え、新たに、次年度の7月19日時点での「解消率」を設けた。数値からは、各学校において、年度を越えて、情報を引き継ぎながら、解消に向けた指導・支援、見守りを続けた結果とみることができる。解消していないいじめへの取組とともに、いじめが解消したとみなした後も、引き続き関係の児童・生徒の様子を見守っていくことが重要である。

そして学校では、「いじめは、どの学校でも、どのクラスにも、どの子にも起こりうる」という基本的な考えに立ち、積極的な認知による早期対応と、教職員の組織的な指導・支援により早期解消を図ることが重要である。

3 長期欠席・不登校児童・生徒の状況（公立小・中学校）

(1) 調査結果の概要（詳細データは資料2のP.14～22）

- ア 長期欠席児童・生徒数は**17,427人**（前年度より1,480人増）、出現率は2.67%（前年度より0.24ポイント上昇）

小学校	長期欠席児童数	6,733人	（前年度より995人増加）
	出現率	1.49%	（前年度より0.22ポイント上昇）
中学校	長期欠席生徒数	10,694人	（前年度より485人増加）
	出現率	5.32%	（前年度より0.34ポイント上昇）

イ 理由別長期欠席者数

- ① **病気**は**3,301人**（前年度より365人増）、出現率は0.51%（前年度より0.06ポイント上昇）

小学校	児童数	1,845人	（前年度より271人増加）
	出現率	0.41%	（前年度より0.06ポイント上昇）
中学校	生徒数	1,456人	（前年度より94人増加）
	出現率	0.72%	（前年度より0.06ポイント上昇）

- ② **経済的理由**は**2人**（前年度より4人減）、出現率は0.00%（前年度より増減なし）

小学校	児童数	1人	（前年度より1人減少）
	出現率	0.00%	（前年度より増減なし）
中学校	生徒数	1人	（前年度より3人減少）
	出現率	0.00%	（前年度より増減なし）

- ③ **不登校**は**12,594人**（前年度より884人増）、出現率は1.93%（前年度より0.14ポイント上昇）

小学校	児童数	3,739人	（前年度より517人増加）
	出現率	0.83%	（前年度より0.12ポイント上昇）
中学校	生徒数	8,855人	（前年度より367人増加）
	出現率	4.40%	（前年度より0.26ポイント上昇）

- ④ **その他**は**1,530人**（前年度より235人増）、出現率は0.23%（前年度より0.03ポイント上昇）

小学校	児童数	1,148人	（前年度より208人増加）
	出現率	0.25%	（前年度より0.04ポイント上昇）

中学校	生徒数	382人 (前年度より27人増加)
	出現率	0.19% (前年度より0.02ポイント上昇)

ウ 長期欠席に占める不登校の割合

小学校	55.5% (前年度より0.7ポイント下降)
中学校	82.8% (前年度より0.3ポイント下降)
小・中合計	72.3% (前年度より1.1ポイント下降)

エ 学年別不登校児童・生徒数

学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
人 数	216	342	474	666	886	1,155	2,241	3,252	3,362
(前年度比)	(+34)	(+61)	(+45)	(+87)	(+71)	(+219)	(+41)	(+199)	(+127)

オ 欠席日数別不登校児童・生徒数 (不登校児童・生徒全体に占める割合)

年間 30日～ 89日の欠席	5,100人 (40.5%)	前年度 4,893人 (41.8%)
年間 90日以上欠席	7,494人 (59.5%)	前年度 6,817人 (58.2%)
年間出席日数が10日以下	1,529人 (12.1%)	前年度 1,309人 (11.9%)
年間出席日数が0日	484人 (3.8%)	前年度 449人 (3.8%)

カ 不登校児童・生徒への指導結果状況

① 指導の結果、登校する又はできるようになった児童・生徒の割合

小学校	32.7% (前年度より3.3ポイント上昇)
中学校	30.9% (前年度より4.2ポイント上昇)

② 指導の結果、継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童・生徒の割合

小学校	22.3% (前年度より1.3ポイント下降)
中学校	22.0% (前年度より2.2ポイント上昇)

③ ①②を合わせた「改善率」

小学校	55.0% (前年度より2.0ポイント上昇)
中学校	52.9% (前年度より6.3ポイント上昇)
小・中合計	53.4% (前年度より5.1ポイント上昇)

キ 相談・指導を受けた学校外の機関

小学校 (上位3項目) (不登校児童総数に占める割合)

- ① 病院、診療所 545人 (14.6%)
- ② 教育センター等教育委員会所管の機関<教育支援センターを除く> 516人 (13.8%)
- ③ 児童相談所、福祉事務所 347人 (9.3%)

中学校 (上位3項目) (不登校生徒総数に占める割合)

- ① 教育支援センター(適応指導教室) 950人 (10.7%)
- ② 病院、診療所 860人 (9.7%)
- ③ 教育センター等教育委員会所管の機関<教育支援センターを除く> 603人 (6.8%)

ク 学校外の相談機関等で相談・指導等を受けた人数及び不登校児童・生徒数に占める割合

小学校	1,657人 (前年度より705人増加)	44.3% (前年度より14.8ポイント上昇)
中学校	3,100人 (前年度より1,002人増加)	35.0% (前年度より10.3ポイント上昇)
小・中合計	4,757人 (前年度より1,707人増加)	37.8% (前年度より11.7ポイント上昇)

(2) 調査結果の捉え

- 「不登校は問題行動ではないこと」「適度な休養の必要性」等の「教育機会確保法」の趣旨を踏まえ、学校が欠席理由を不登校と積極的に捉えるとともに、不登校児童・生徒は環境によって誰にでも起こり得ることとし、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではな

く、将来の社会的自立に向けて、家庭や関係機関等と連携し、多様な支援を行うようになったことが増加の一因と考えられる。

- 中でも、病院や保健所、児童相談所等の医療・福祉機関で相談・指導を受けるケースの増加からは、不登校の要因・背景の多様化・複雑化が推察できる。
- 平成30年度の不登校児童・生徒数の欠席日数内訳を学年別に見る（P5参照）と、小学校4年生頃までは、欠席89日（年間の約半数）以下の児童が、不登校児童全体の5割以上となっている。休みがちな児童・生徒が登校してきた際には、多くの教職員で声を掛け、相談室や保健室、学校図書館等も活用し、安心して学校生活を送ることができるよう、児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援を行うことが重要である。
- 不登校児童・生徒の約3割が、学校内外での専門的な相談・指導等まで至っていない状況である。（P6参照）学校では、子どもが適切な相談・指導を受けられるよう教育相談コーディネーターを中心とした組織的・計画的な取組が必要である。さらに、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカー、各市町村で不登校対策の中核的な役割を担う教育支援センター等と連携し、子どもの状況に応じた指導・支援を進めることが重要である。
- 不登校児童・生徒のうち、病院、診療所等の医療機関や、児童相談所等の福祉機関等で相談・指導を受けた人数が大きく増加した。発達に関する相談や起立性調節障害等に関する受診、家庭環境の課題への対応など、不登校の要因が多様化する中、今後は、教育と医療・福祉等がより連携を深め、協働で支援を行うことが重要である。
また、平成28年に公布された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」では、不登校の児童・生徒に対する「学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性」が示された。学校では、今後も不登校児童・生徒が相談・指導等を受けているフリースクール等の民間団体とも連携をより一層深め、一人ひとりの社会的自立や学校生活の再開に向けて協働で支援を行うことが重要である。
- 学校における不登校対策の基本は、まず、教職員一人ひとりが「不登校はどの児童・生徒にも起こりうる」ということを改めて認識した上で、不登校の「未然防止」から、「早期発見・初期対応」、「不登校となった児童・生徒への継続的な支援」という各段階に応じて、その時々児童・生徒一人ひとりの「教育的ニーズ」に寄り添って対応することが重要である。そして、その際には、教職員が一人で抱え込まないで、チームとして組織的に取り組む必要がある。中でも、「未然防止」の観点から、児童・生徒が自ら「学校に行きたい」「仲間と学びたい」と思える「魅力ある学校づくり」に、学校が努めることが重要である。

4 長期欠席・不登校生徒の状況（公立高等学校）

（1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.23～30）

ア 長期欠席生徒数は**6,920人**（前年度より451人減少）

全生徒数のうち長期欠席生徒数の割合（出現率）は5.05%（前年度より0.28ポイント下降）
課程別の内訳

全日制	長期欠席生徒数	4,584人（前年度より122人減少）
	長期欠席出現率	3.52%（前年度より0.08ポイント下降）
定時制	長期欠席生徒数	2,336人（前年度より329人減少）
	長期欠席出現率	33.31%（前年度より1.47ポイント下降）

イ うち、不登校生徒数は**2,705人**（前年度より268人増加）

全生徒数のうち不登校生徒数の割合（出現率）は1.97%（前年度より0.21ポイント上昇）
課程別の内訳

全日制	不登校生徒数	1,858人（前年度より336人増加）
	出現率	1.43%（前年度より0.27ポイント上昇）
定時制	不登校生徒数	847人（前年度より68人減少）

出現率 12.08% (前年度より0.14ポイント上昇)

ウ 不登校生徒が相談・指導を受けた学校内外の機関等

病院や診療所、民間団体等の機関で相談・指導等を受けた実人数 332人 12.27%
(前年度より19人増加 0.57ポイント下降)

養護教諭やスクールカウンセラーに専門的な相談を受けた実人数 920人 34.01%
(前年度より210人増加 4.88ポイント上昇)

(2) 調査結果の捉え

- 全日制における長期欠席生徒数は減少しているが、不登校生徒数は増加している。その背景として、長期欠席の理由別内訳の「その他」が減少していることから、学校が「不登校ではないか」と積極的に捉えているとともに、周囲の意識が「無理に登校させなくてよい」というように変わってきたことも考えられる。
- 定時制における不登校生徒出現率が高いことについては、中学時より不登校となっていた生徒を定時制が受け入れているためと考えられる。
- 長期欠席生徒や不登校生徒への指導・支援については、生徒指導担当者会議や教育相談コーディネーター会議等において、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる校内のチーム支援の考え方、外部資源の活用等のノウハウや情報を提供することにより、学校全体で取り組む教育相談体制の構築を図っていく必要がある。
- 長期欠席生徒数の減少に向けて、各学校が、生徒一人ひとりの状況を、家庭や関係機関等と連携しながら把握し、支援や指導を行う必要がある。また、学習意欲や通学意欲を高める指導・支援も必要である。

5 中途退学者等の状況 (公立高等学校)

(1) 調査結果の概要 (詳細データは資料2のP.31~33)

ア 中途退学者数は2,929人 (前年度より9人増加)

課程別の内訳

全日制	中途退学者数	1,698人 (前年度より113人増加)
	中途退学率	1.31% (前年度より0.09ポイント上昇)
定時制	中途退学者数	817人 (前年度より7人増加)
	中途退学率	11.69% (前年度より1.08ポイント上昇)
通信制	中途退学者数	414人 (前年度より111人減少)
	中途退学率	11.17% (前年度より2.51ポイント下降)

イ 中途退学に至った理由について

全日制	進路変更	563人・33.2% (前年度562人・35.5%)
	学校生活・学業不適應	700人・41.2% (前年度664人・41.9%)
	学業不振	203人・12.0% (前年度186人・11.7%)
定時制	進路変更	344人・42.1% (前年度339人・41.9%)
	学校生活・学業不適應	226人・27.7% (前年度248人・30.6%)
	仕事の多忙等その他の理由	126人・15.4% (前年度87人・10.7%)
通信制	仕事の多忙等その他の理由	358人・86.5% (前年度449人・85.5%)
	進路変更	36人・8.7% (前年度45人・8.6%)
	家庭の事情	5人・1.2% (前年度10人・1.9%)

ウ 懲戒による退学者数は0人 (前年度0人)

(2) 調査結果の捉え

- 全日制において中途退学者数が増加している。特に1年生での中途退学者数が多いことを踏まえ、入学後の早い段階で生徒一人ひとりの状況を家庭や関係機関等と連携しながら把握し、支援や指導を行う必要がある。また、進路変更や学校生活・学業不適應等の理由により中途退

学している生徒が多いことから学習意欲を高めるとともに、充実した高校生活を送れるような指導・支援が必要である。

- 公立高等学校では中途退学者数を減少させるために、生徒が学校生活を継続し卒業をめざせるよう、職員がきめ細かな生徒指導・学習指導・教育相談等、様々な課題を抱えた生徒に対する支援体制の充実を図る必要がある。
- 不登校等様々な課題のある生徒に対する継続的な支援に向けて、教育相談コーディネーターを中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の充実を図ることが重要である。そのために、生徒指導担当者会議や教育相談コーディネーター会議等において、チーム支援の考え方や外部資源の活用等のノウハウや情報を提供していく必要がある。

6 自殺の状況（公立小・中・高等学校）

（1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.34）

小学生1人、中学生5人、高校生9人、合計15人（前年度 小0人 中5人 高6人 計11人）

（2）調査結果の捉え

- 平成30年度、本県における公立学校において、15人の尊い命が失われたことを重く受け止め、自殺予防の取組をより一層推進していくことが必要である。
- 学校教育全体を通じ、「いのちの授業」を始めとする「いのちを大切にす教育」を推進するとともに、自殺予防に向けては、各学校において、児童・生徒の発達の段階等に応じて、次のような取組を、より一層充実していくことが重要である。
 - ・ 児童・生徒の状況を把握するためのアンケートや個人面談の実施及び情報の共有
 - ・ 「24時間子供SOSダイヤル」等、相談窓口の周知徹底
 - ・ 「SOSの出し方に関する教育」の実施
 - ・ 教育相談体制の充実及び家庭・地域・関係機関との連携

7 出席停止の状況（公立小・中学校）

（1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.35）

小学生0件、中学生0件、合計0件（前年度 小学生0件、中学生0件、合計0件）

（2）調査結果の捉え

- 平成30年度は出席停止の該当はなかった。日頃から問題行動等の未然防止に努めるとともに、問題が長期化、重篤化しないよう学校、教育委員会、警察等の関係機関、保護者等による密接な連携、協力のもと、早い段階から対応していくことが重要である。

8 教育相談の状況（県・市町村教育委員会）

（1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.36～38）

県・市町村（含む政令指定都市）における教育相談機関は47機関、教育相談員数376人、1機関あたり8.0人。教育相談件数は47,980件。

（2）調査結果の捉え

- 暴力行為の発生件数、いじめの認知件数、長期欠席者数がそれぞれ増加しており、学校外における教育相談の重要性が高まっている。今後も、教育相談機関や施設について引き続き周知していくとともに、児童・生徒本人及び保護者等が相談しやすい場所となるよう、学校と教育相談機関等が連携した取組を推進することが重要である。

Ⅷ 神奈川県教育委員会の主な取組について

神奈川県教育委員会では、児童・生徒の問題行動や不登校等に対して、次のような取組の充実に努めている。

■かながわ元気な学校ネットワークの推進（H23～）

産・官・学・民からの委員で構成する「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」（H23.8設置）を推進母体に、プロジェクト等に取り組むことにより、すべての子どもたちを元気にし、教職員・保護者も、さらに地域の人たちも元気にするような学校づくりを推進している。

■「かながわ子どもスマイル（SMILE）ウェーブ」の展開（H23～）

平成24年3月に開催の「かながわ元気な学校づくり全県生徒代表総会」を契機に、県内の各地域で大人が子どもの育ちに関心を持ち、積極的に子どもと関わりを深めるため、毎年度、県内5会場において「かながわ子どもスマイル（SMILE）ウェーブ地域フォーラム」を開催している。

■かながわ「いのちの授業」の推進（H24～）

「いのち」のかけがえのなさ、夢や希望をもって生きることの大切さ、人への思いやりなど、「いのち」や他者との関わりを大切に、子どもたちにあらゆる人がかかわって百万通りの「いのちの授業」を展開し、心ふれあう教育の推進を図る。

■「神奈川県児童・生徒の問題行動等に関する短期調査」の実施（H22～）

いじめ・暴力行為、不登校の状況を教育委員会が随時把握することを通じて、即時的な対応・支援の充実につなげることをねらいとして実施。

■スクールカウンセラーの活用（H7～）

（R1）中学校：全中学校に配置（政令市は独自に配置）

小学校：中学校に配置のSCが対応

高校：82校を拠点として配置。全高等学校及び中等教育学校に対応。

また、平成27年度からスクールカウンセラーアドバイザーを教育事務所に配置し、スクールカウンセラーの相談業務の支援等を行う。

■スクールソーシャルワーカーの活用（H21～）

（R1）小・中学校：4教育事務所に配置（政令・中核市は独自に配置）

高校：30校を拠点として配置。全県立学校に対応。

■教育相談コーディネーターの養成・配置（H16～）

国が示す「特別支援教育コーディネーター」を、県の「支援教育」の理念に基づき養成し、チーム支援の中核を担う役割として、全ての公立学校に配置している。

■相談窓口の開設（H6～）

総合教育センターに電話相談窓口として「いじめ110番」を開設。平成18年からは24時間受付体制を整備し、また「24時間子どもSOSダイヤル」と名称を変え、対応している。

■学級経営支援事業（H27～）

小学校において、学級経営支援のため、経験豊かな退職教員を非常勤講師として派遣し、課題を抱える児童や学級に対し、継続的指導・支援を行い、問題行動等の未然防止を図っている。

■「いじめ問題に係る点検・調査」の実施（H18～）

文部科学省通知のチェックリストを活用した従来の点検項目に、平成24年度に実施した「いじめ問題に関する児童生徒の実態把握及び学校の取組状況に係る緊急調査（文部科学省）」、いじめ防止対策推進法等を反映させ、市町村教委や各学校が自己の取組を点検するための調査を、県独自に毎年度実施している。

■不登校相談会・進路情報説明会（H18～）

県・市町村教育委員会と県内各地のフリースクールやフリースペースとの連携・協働により、不登校で悩む児童・生徒や高校中退者及びその保護者等を対象に相談会を行い、進路に見通しがもてるように情報提供し、一人ひとりの社会的自立や学校生活の再開に向けて支援している。

【参考】ホームページに掲載の各種資料

「児童・生徒指導ハンドブック（小・中学校版）」

神奈川県教育委員会 平成30年6月

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/ijime-bouryoku/seitosisidou-handbook.html>

<作成の趣旨>

- いじめ・暴力行為など児童・生徒の問題行動や不登校等の要因・背景は多様化・複雑化し、解決に向けては困難の度合いが増しています。また、教職員の世代交代が進む中、これまで積み重ねてきた児童・生徒指導の基本理念や方法を継承していくことが課題となっています。
- そこで、県教育委員会では、児童・生徒が現在抱えている課題への対応や、教職員で共有・継承していくべき効果的な指導方法等について整理をし、学校現場での事案対応や校内研修等で活用できる指導資料を作成することとしました。



<コンセプト>

- 例えば、児童・生徒指導は日々の学校生活のどのような部分を担っているのか、その目的はどこにあるのか等、全ての教職員で共有・継承したい基本理念や具体的な手法、事例等を記載しました。
- 文部科学省の「学習指導要領」や「生徒指導提要」を基盤に、これまで県教育委員会が課題別に作成してきた各種指導資料等を盛り込み、「学級づくり」や「授業づくり」の基本から問題行動や不登校等の防止、対応まで網羅しました。
- 経験の浅い教職員が児童・生徒指導を正しく理解できるとともに、児童・生徒指導のベテランの教職員にも、改めて児童・生徒指導の基本や喫緊の課題への対応等について再認識してもらえる資料を目指しました。

<主な内容>

重点課題編

- I いじめ対策 II 暴力行為対策 III 不登校対策 IV 「学級崩壊」対策
 - V 法的視点を踏まえた児童・生徒指導 VI 支援教育
- トピックス（県教育委員会の取組から）
- 1 「いのちの授業」 2 自己肯定感を高めるための支援プログラム

基本解説編

- I 児童・生徒指導の基本
児童・生徒指導とは／自己指導能力の育成／児童・生徒理解／集団指導と個別指導
- II 児童・生徒指導の展開
魅力ある学校づくり～「居場所づくり」と「絆づくり」～／学級づくり・授業づくり／特別活動・道徳教育と児童・生徒指導／教育相談／チームによる支援／スクールカウンセラーとの連携／スクールソーシャルワーカーとの連携／関係機関との連携／フリースクール等との連携／家庭や地域との連携・協働
- III 課題別の対応・指導・支援
喫煙、飲酒、薬物乱用／少年非行／インターネット・携帯電話等に関する課題／性に関する課題／自殺／児童虐待

研修資料編

- I 児童・生徒指導に関する事例検討研修会のすすめ
- II いじめに関する研修ツール

児童・生徒指導全般に関する資料

- ・「自己肯定感を高めるための支援プログラム」
神奈川県教育委員会 平成29年5月
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/seitosidou/jikokouteikan.html>

不登校に関する資料

- ・「神奈川県不登校対策検討委員会 報告書【最終版】」
神奈川県教育委員会 平成23年5月 改定
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/documents/hutoukoukentouhoukoku.pdf>
- ・「登校支援のポイントと有効な手立て」
神奈川県教育委員会 平成26年2月 改訂
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/documents/111.pdf>
- ・「不登校対策の基本と支援のポイント 誰もが和らぐ学校を目指して～不登校に悩む子どもや保護者への温かな支援～」
神奈川県教育委員会 平成31年3月
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/documents/leaf.pdf>

いじめに関する資料

- ・「学校のいじめ初期対応のポイント」
神奈川県教育委員会 平成25年3月
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/ijime-bouryoku/documents/gakkou-syokitaiou.pdf>
- ・「市町村教育委員会におけるいじめ問題への対応」
神奈川県教育委員会 平成25年3月
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/ijime-bouryoku/documents/sityouson-taiou.pdf>
- ・「保護者・地域の皆様へ すべてのいじめを見逃さない、見過ごさない」
神奈川県教育委員会 平成29年5月 改訂
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/893321.pdf>
- ・「いじめ早期発見・早期対応のためのアンケートについての配慮事項」
神奈川県教育委員会 平成25年7月
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/609246.pdf>

関係機関との連携等に関する資料

- ・「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」
～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の構築に向けて～
神奈川県教育委員会 平成23年3月
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/hutoukou/documents/katuyougaidorain.pdf>
- ・「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」2
～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の充実に向けて～
「関係機関との連携支援モデル」
神奈川県教育委員会 平成26年3月 一部改訂
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/hutoukou/documents/katuyougaidorain2.pdf>
- ・「子どもの健全育成プログラム」
神奈川県福祉子どもみらい局福祉部生活援護課 平成30年10月
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r6w/cnt/f152/p1062265.html>
- ・「協働支援チーム宣言」
自立活動教諭（専門職）とのチームアプローチによる支援が必要な子どもの教育の充実
神奈川県教育委員会 平成22年3月
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/hk2/cnt/f6722/documents/172868.pdf>

教育相談・学習支援等に関する資料

- ・「教育相談事例から考えるいじめとその対応」
神奈川県立総合教育センター 平成19年4月
<http://kjd.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/ijimetaiou.pdf>
- ・「はじめようケース会議Q&A」
神奈川県立総合教育センター 平成21年3月
http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/h20/pdf/case_m.pdf
- ・「明日から使える支援のヒント～教育のユニバーサルデザインをめざして～」
神奈川県立総合教育センター 平成22年3月
<http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/download/h21pdf/hint.pdf>
- ・「外国につながるのある児童生徒への指導・支援の手引き」
神奈川県教育委員会 平成24年6月
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/ijime-bouryoku/documents/gaikokutunagarii.pdf>

自殺等に関する資料

- ・「中高生の自殺予防に向けた 心ころサポートハンドブック」
神奈川県教育委員会 平成23年3月
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360398/>
- ・「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」
文部科学省 平成22年3月
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/08/13/1408018_001.pdf

体罰防止に関する資料

- ・「体罰防止ガイドライン」「校内研修ツール」
神奈川県教育委員会 平成25年7月
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/cy3/gkt/tbb-guidelines.html>